

日本が TPP(環太平洋パートナーシップ)協定に参加表明したのは 2013 年 7 月です。内閣官房の資料には、TPP 協定の意義はモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築するものと、意義が強調されています。これまで、著作権委員会を中心に政府の TPP 対策本部による説明会に何度も参加してきましたが、具体的な内容は一切示されず、どのような交渉が進められているのかすら判りませんでした。永い協議を経て、2015 年 10 月参加 12 ヶ国により大筋合意が発表されました。今回は私たち写真家に直接関係する著作権保護期間の延長や法廷損害賠償制度、著作権侵害の非親告罪化を中心に著作権分野の解説をお願いします。(著作権委員会 堀切保郎)

## 1. はじめに

2015(平成 27)年 10 月 5 日、さまざま議論を巻き起こした(著作権研究 24 参照) TPP(環太平洋パートナーシップ)協定は合意に至り、各国がその合意内容を履行するステージに移行しました。本稿では、TPP 協定に伴い日本の著作権法の改正が予想される点をご紹介します(紙面の関係で一部省略します)。著作権を含む知的財産権については、合意文書の第 18 章(知的財産権)に記載されています。

## 2. 著作権保護期間の延長

合意文書第 18.63 条「著作権及び関連する権利の保護期間」に定められています。

「各締約国は、著作物、実演又はレコードの保護期間を計算する場合について、次のことを定める。

- (a) 自然人の生存期間に基づいて計算される場合には、保護期間は、著作物の生存期間及び著作物の死の後少なくとも 70 年とすること。
- (b) 自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、保護期間は、次のいずれかの期間とすること。
  - (i) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも 70 年
  - (ii) 当該著作物、実演又はレコードの創作から 25 年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも 70 年」

現行法の著作権保護期間は、自然人の著作物の場合、著作物の死後 50 年(著作権法 51 条 2 項)、団体名義の著作物の場合、公表後(未公表の場合は創作後) 50 年です(同 53 条)。但し、映画の著作物については、公表後(未公

表の場合は創作後) 70 年です(同 54 条)。また、著作隣接権については、起算点について権利(実演家の権利・レコード製作者の権利・放送事業者の権利)ごとに差がありますが、その各起算点から 50 年です(同 101 条)。

したがって、すでに 70 年の保護期間となっている映画の著作物と延長合意の対象から外れている放送事業者(放送・有線放送)の権利を除き、保護期間を 70 年に延長する必要があります。

今後は、延長の可否から、延長に伴う弊害除去のための制度構築へと議論が移行するようと思われます。

## 3. 技術的保護手段

合意文書第 18.68 条で次のように定められています。「各締約国は、著作者…が自己の権利の行使に関連して用い、…その著作物…(略)…について許諾されていない行為を抑制する効果的な技術的手段に適当な法的保護を与え、…技術的手段の回避に対する効果的かつ法的な救済措置を講ずるため、次の…行為を行う者が第 18.74 条(民事上及び行政上の手続・救済措置)に規定する救済措置について責任を負い、…当該救済措置に従うことを定める。」

問題とされる行為は、(a)著作物の利用を管理する効果的な技術的手段を権限なく回避する(故意又は重過失の)行為と(b)一定の要件を満たす技術的手段を回避するための装置・製品等を製造・販売等する行為です。

①著作物の無許諾利用を制限するために付加された技術的手段(コピー制御信号・アクセス制御信号など)を故意・重過失で回避する行為と②回避するための装置等を製造・販売等する行為に対する法的救済措置・刑事罰を設けることが義務づけられています。

現行法は、技術的手段を破って複製を故意に行う場合、仮に私的複製であっても違法である旨を定めています

(著作権法 30 条 1 項 2 号)、複製の前の「回避する行為」それ自体については、それを営利目的で(条文では「業として」)行う場合に刑事罰が科されること(同法 120 条の 2、2 号)を除き、救済措置を定めておりません。

よって、技術的保護手段の回避行為自体について、民事・刑事上の救済措置を講じる必要があると思われます。

なお、前記(b)技術的手段を回避するための装置の製造・販売等について、現行法上、刑事罰が科されますが(著作権法 120 条の 2、1 号)、民事上の救済措置については特に定めがありません。しかし、不正競争防止法において、映像の視聴等について制限する手段(アクセスコントロール)を「技術的制限手段」と定義し、それを回避する装置の製造・販売等を「不正競争行為」と位置づけ、差止・損害賠償請求を認めています(同法 3 条)。よって、(b)に該当する行為は、不正競争防止法でカバーされているようにも思われます。TPP 合意と不競法上の「技術的制限手段」とに齟齬がないと判断されれば、この点は改正が不要となるでしょう。

アクセスコントロールの規制は、米国デジタルミレニアム著作権法に倣うものです。日本の著作権法は、これまで、技術的保護手段を「著作権侵害行為を回避する手段」に限定してきました。これに対し米国法は、著作権侵害行為(コピー等)のコントロールに留まらず、著作物にアクセスする行為のコントロールの回避も禁止した上で、個別具体的な例外規定のほか、3 年に一度、議会図書館長が著作権局の推奨に基づき例外を創設することができる仕組みを採用しています(昨年の 10 月に新たな例外が認められたばかりです)。

著作権法上、アクセスコントロールの回避を禁止する場合、その例外をどう規律するかが、今後の課題となるかもしれません。

## 4. 法定損害賠償制度

18.74 条 6 項は、著作権等の侵害に対する損害賠償制度について次のように条件づけています。

「各締約国は…著作権又は関連する権利の侵害に関し、次のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。

- (a)権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償
- (b)追加的な損害賠償(懲罰的損害賠償を含む)」

我が国は、侵害がなければ権利者が得ることができたであろう利益の賠償を認める填補賠償を原則とし、その損害と額の立証を要求されるのが原則です。

ここで、「法定」とは、pre-established(証明を要しない)の意であり、文字通り、立証活動を要せず、権利者が選択できる、法律上定められた「損害」の賠償であると解され

ます。そのモデルであろう米国法上の法定損害(statutory damages)は、1 作品あたり 750 ドル以上 15000 ドル以下の範囲で裁判所が正当と考える金額とされています(504 条)。権利者は権利の侵害のみを証明すれば足ります。

この点、現行法は、損害の立証の困難を軽減するために損害賠償額の推定規定(著作権法 114 条)、必要な事実の立証が困難な場合に「相当な」損害賠償を認める裁判所の裁量を認める規定(同 114 条の 5)を有します。しかし、いずれも一定の立証活動の結果として「損害」を認めるにすぎません。

填補賠償を超えた懲罰的賠償は認められておらず、それに類する「追加的賠償」に当たるものがあるとも言えないと思います。よって、推定規定で足りるとの見解もあるでしょうが、私見では、損害賠償についても法改正が必要であると思われます。

## 5. 著作権侵害罪の非親告罪化

第 18.77 条 6 項(6)は、「当該締約国の権限のある当局が、…告訴を必要とすることなく法的措置を開始するために職権により行動することができる」ことを要件としています。

非親告罪化は、同人誌活動をはじめとする表現活動への萎縮効果が懸念として指摘されてきたこともあり、その適用について、「市場における著作物…の利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる」という注記が付けられています。

したがって、改正にあたり、非親告罪化をある程度大きな規模の侵害行為に限定することなどが想定され、それは妥当だと思われます。なお、政府も、二次創作への萎縮効果等が生じないように、その対象範囲を適切に限定することをすでに明言しています。

以上、簡単にご紹介しましたが、日本の著作権法に大きな変化が求められることになりそうです。TPP 合意の内容を取り込むだけの改正になるのか、その他、新たな権利制限規定なども視野に入れた改正になるのか、今後の動向を注視する必要があります。

本稿は、平成 27 年 11 月 5 日に公表された TPP 協定暫定案文(英文テキスト)と平成 28 年 1 月 7 日に公表された日本政府の暫定仮訳に依拠している。但し、一部、省略等している箇所がある。

略歴：石新智規(いしあら ともき)

弁護士。西川シドリー・オースティン法律事務所・外国法共同事業所所属。元カリフォルニア大学パークレー校ロースクール客員研究員。執筆・講演等に「デジタル時代の著作権法」(ソフトウェア情報センター 2015)、「米国における著作権リフォーム」(著作権研究 39, 2014)など。